

## 【ナレッジ紹介 2】

難易度	高
-----	---

### 「資本金の規模」と「議決権比率」

#### ○必要とされる場面

「資本金の規模」と「議決権比率」の知見が実務で必要とされるのは、エクイティファイナンス、減資、自社株買い、M&A、会社設立などのケースです。また、これらは、法務、会計、税務、金融などの各分野別に紹介されていることから、ここでは横断的に整理したいと思います。

#### ○資本金の規模

##### ・ 資本金 5 億円以上（大会社）

企業は、資本金 5 億円以上または負債合計 200 億円以上の場合、会社法上の「大会社」として会計士監査が義務付けられるため、上場企業などのように不正リスクが大幅に減少することから、決算書は、まずはこの 2 項目を何よりも先に確認すべきといえるでしょう。

また「大会社」は、会計士監査に加えて、実態上、上場企業に近い注記が課され（図表 1）、さらに、内部統制システムを決議して事業報告書に記載しなければなりません。

【図表 1 決算における注記項目数（会社法決算）】

有報作成会社 (上場企業など)	大会社 (左記以外)	公開会社 <sup>i</sup> (左記以外)	その他 (非大会社・非公開会社)
会計監査人を設置		—	
19	18	15	6
—	「持分法損益」は基本的に不要	左記に加え「継続企業の前提」などが不要	必要な注記は、B/S・PL・会計方針などのみ

i. 中小企業において、株式譲渡制限がない「公開会社」は 22%

「平成 25 年中小企業実態基本調査(個人企業除く)」中小企業庁 HP などから抜粋

### ・資本金 1 億円以下

税務上、かなり大きなメリットがあります（図表 2）。

ただし、資本金基準の要件が厳格化あるいは改革される可能性が取りざたされているため、とりわけ注意してください。

### ・資本金 1,000 万円未満

設立 2 期目までは消費税が免税のため、少数の例外を除いて有利となります。

### ・実務上のポイント

上述の理由から、資本金 1 億円以下の企業が 99%を占めています。

また、資本金の増加は登録免許税などの負担にもつながるため、『増資』は、会社法の限度（増資額の 50%）まで、資本金ではなく資本準備金に計上されることが一般的となっています。

一方で注意を要するのが、『減資』（資本金の資本準備金への振替え）などを利用して、節税のために資本金を過度に減額させるケースです。

#### 【数年前の減資のニュース】

「グローバル企業の日本法人である X 社は、資本金を数百億円から 1 億円にする減資を中止すると発表した。これにより、外形標準課税を回避するなどの節税効果が見込まれるが、『不適切』との批判が出ていた」

近年、濫用的な減資などが散見されており、これらの企業には、倫理やガバナンス面での疑義がともなうことも少なくありません。

また、関連して、「企業戦略上の裏付けもなく、複数会社に分社化」、「消費税の免税を狙って、資本金 1,000 万円未満の法人を新設した後に、2 期以内の廃業と新設を繰り返す」ような、脱法的なケースも見受けられます。

なお、少額資本金のメリットは数百項目にも及びますが、ここでは代表的なものを図表 2 に整理しました。

【図表 2 資本金別のおもなポイント（普通法人）】

資本金 <sup>i</sup>	項目【カッコ内は税務以外】	内容
1,000 万円未満	新設法人の消費税免税	2 期目まで
1 億円未満	<b>税務調査</b> (2～3 日など短期間に)	国税局調査部から税務署などの所管へ
1 億円以下	<法人税法上の中小企業など>	
	法人税の軽減税率	年 800 万円以下
	外形標準課税(事業税)	非適用
	<b>欠損金の繰越控除</b>	100%まで控除可
	<b>欠損金の繰戻還付</b>	法人税率の低下時は繰越控除より有利
	同族企業の留保金課税が非適用	
	試験研究	税額控除枠の優遇など
	少額減価償却資産	10 万円以上 30 万円未満の即時償却
	貸倒引当金を損金算入	損金算入や法定繰入率選択が可能
	交際費	「年 800 万円まで定額控除」の選択可能
5,000 万円 ～3 億円以下 (業種別の基準)	<中小企業基本法・経営承継円滑化法の中小企業など>	
	<b>【金融機関の取引区分】</b> <sup>ii</sup>	「中小企業取引」に該当
	<b>【信用保証協会の保証対象】</b>	低利な保証を利用可能
	<b>【中小協議会スキームの再生対象】</b>	
3 億円以下	消費税転嫁対策特別措置法 <sup>iii</sup>	中小企業の売り手を保護
5 億円以上	<b>【会計士監査の義務】</b>	会社法上の「大会社」に該当のため

i. 資本金以外の要件あり(従業員数、青色申告、親が大規模法人ではないなど)

ii. 中小企業の定義は基本的に各金融機関の自主判断のため、例外も少なくない

iii. 公正取引委員会による指導は 100 件/月程度(公正取引委員会 HP)

## ○議決権の比率

企業戦略や企業リサーチに関連があるものを中心に、各株主における議決権比率（または出資比率）のポイントを、「法務・会計関連（図表 3）」と「税務関連（図表 4）」として、まとめました（さらに、会社法上の少数株主権や独占禁止法なども別途あります）。

実務においては、「法務・会計」は理解されている一方で、「税務」への着意が薄いゆえに企業戦略上の検討が必要なケースも多いことに留意してください。

【図表3 会社法・金商法など：出資比率別のおもなポイント（除く個人株主関連）】

出資比率 <sup>1</sup>	株式会社全般が対象		上場企業が対象	
	項目	補足	項目	補足
1 単元株式 <sup>ii</sup> 以上	株主代表訴訟			
1%以上	株主総会への株主提案権 多重代表訴訟の原告要件 <sup>iii</sup>	濫用的なケースも散見 事実上は骨抜き制度		
5%超			大量保有報告書 ①TOB(株式公開買付)	株式の保有者(株主)が提出 「5%ルール」に該当
10%以上			主要株主の異動 社外取締役の独立性	適時開示など 7割超の企業で自社基準に抵触
10%超			米国居住者合計の持株比率	グループ再編などで多大な負担
20%以上	関連会社	15～20%は影響力基準で判定	買収防衛策	買付者基準に該当
25%以上	相互保有株式	議決権の制限		
1/3 超			②TOB(株式公開買付)	「1/3ルール」に該当
50%超	第三者割当 <sup>iii</sup> <b>株主総会 普通決議</b> <sup>iv</sup> 連結子会社	公開会社は所定の手続が必要 取締役選任権が重要 40～50%は支配力基準で判定	第三者割当(支配株主の異動)	株主総会など所定の手続
2/3 以上	<b>株主総会 特別決議</b> 子会社株式の譲渡 <sup>iii</sup> 全部取得条項付種類株式	組織再編など(産業競争力強化法に省略規定あり) 過半数を失う際に総会特別決議 ①スクイズアウト <sup>vi</sup> (総会特別決議)	③TOB(株式公開買付)	全部買付(勧誘)義務
90%以上	略式組織再編 株式等売渡請求 <sup>iii</sup>	子会社の株主総会を省略 ②スクイズアウト <sup>vi</sup> (株主総会を回避)		
95%超	上場廃止	流通株式比率 95%未満 <sup>v</sup>		
100%	利益の社外流出を回避、少数株主(非支配株主)との利益相反を回避			

i. 「直接および間接保有」or「直接保有のみ」などさまざま。定款で異なる要件を定めることが可能。その他の要件(継続保有など)を加重するケースあり。

ii. 上場企業は、2018年10月までに100株に統一予定、iii. 2015年5月の会社法改正から適用済

iv. 上場企業における株主総会の議決権行使率は平均75%程度。そのため、40%台の議決権の所有により、取締役の選解任を通じた会社支配が可能。

v. 東証の場合は1部・2部・マザーズが対象、vi. 少数株主を排除して100%子会社化すること

【図表4 税務：出資比率別のおもなポイント（除く個人株主関連）】

出資比率 <sup>1</sup>	国内関連		海外関連	
	項目	補足	項目	補足
5%以下	受取配当	20%のみ益金不算入 (5%超～1/3 出資:50%不算入)		
10%以上			タックスヘイブン対策税制	適用可能性あり
25%以上			受取配当 海外グループ会社の再編	95%が益金不算入 適格現物出資が可能
1/3 超	受取配当	負債利子以外は益金不算入		
50%以上			移転価格税制 過少資本税制 過大支払利子税制	グループ内取引の価格を要確認 資本に対する負債比率を制限 支払利子の損金算入を制限
50%超	<b>適格組織再編</b> 親会社の子会社など <sup>ii</sup> を救済	50%超グループ内の適格要件 債権放棄などへの規定		
80%以上			コーポレート・インバージョン対策税制	親子関係逆転で軽課税国に 所得移転する租税回避を防止
100%	<b>適格組織再編</b> 連結納税制度 譲渡損益の繰延べ 株式譲渡損益の不計上 子会社株式などの清算損 子会社清算時の欠損金 寄付金 受取配当 無対価組織再編	100%グループ内の適格要件 導入希望のグループが採用 (1割超の上場企業が導入) グループ間の資産譲渡 親会社による自己株式取得など 親会社における損金不算入 親会社が引継ぎ 寄付・受贈が損金・益金不算入 全額が益金不算入 株式などを交付しない組織 再編でも適格要件を満たす	三角組織再編 統括会社	合併などで親会社の株式を交付 タックスヘイブン対策税制の 適用除外基準

i .「株式保有比率」or「議決権比率」、「直接・間接保有」or「直接保有のみ」などさまざま。その他の要件(6か月以上を継続保有など)を加重するケースあり。

ii .親子などの資本関係のほか、取引関係や人的関係などの事業関連性がある者が対象で、金融機関にとっての貸出先が含まれるケースも